平成２６年（フ）第６６号
秋田市牛島東７丁目26番24号
破産者　佐藤　　透
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８号
山形県酒田市大宮町３丁目５番７号グレートオーク201号、前住所山形県鶴岡市大宝寺字日本国378番地33
破産者　荒神　守彦
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第６３７号
さいたま市北区奈良町134番地１　１―202
破産者　大岡榮一郎
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
神奈川県平塚市河内73番地の１　ウェルナード301号
破産者　小野重機こと　小野　太蔵
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４６号
神奈川県平塚市河内73番地の１　ウェルナード301号
破産者　小野　知恵
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３４８号
新潟市中央区文京町５番22号、前住所埼玉県東松山市元宿２丁目33番地１　フラワーハイツⅡ202
破産者　宗村　公夫
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４５号
新潟市西区小針６丁目12番11号
破産者　山本　桂司
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６９号
静岡市駿河区下川原２丁目32番30―１号
破産者　中野　晃伸
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９６号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８番１―505号
破産者　信宮　忠雄
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２３６号
大阪市淀川区東三国６丁目22番４―107号
濵田方、住民票上の住所大阪府豊中市庄内幸町２丁目26番11号
破産者　渡邉　公史
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２７５号
大阪市天王寺区細工谷１丁目３番25―2101号
破産者　吉村栄治郎
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８１２号
大阪市淀川区木川東３丁目５番15―801号
破産者　ラピートこと　秦　　芳朗
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８１３号
大阪市東淀川区上新庄３丁目10番17号　いほりコーポ301号
破産者　ラピートこと　余　　銀順
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３０５号
大阪市住吉区長居東２丁目16番５―706号
破産者　國澤　憲幸
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６２３号
大阪府藤井寺市東藤井寺町２番３号、開始決定時の住所大阪府門真市大字三ツ島93番地の８
破産者　ハウスリフォーム　タナカこと　田中　孝司
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７６４号
大阪府八尾市太田６丁目127番地
破産者　長井　孝至
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８５９号
大阪府箕面市彩都粟生南２丁目23番23号
破産者　原田　　大
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０１号
堺市中区大野芝町307　エクセル大野芝203号、住民票上の住所堺市中区深井北町48番地10
破産者　竹下　　清
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
広島市安佐南区川内４丁目13番35―502号
破産者　オートバルバこと　植地　幸夫
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部